

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和 6 0 年 7 月 2 5 日 提 出 の 有 価 証 券 報 告 書 に 対 す る)
証 券 取 引 法 第 2 4 条 第 3 項 に 基 つ く 添 付 書 類

連結会計年度 昭和 5 8 年 5 月 1 日 から
昭和 5 9 年 4 月 3 0 日 まで
昭和 5 9 年 5 月 1 日 から
昭和 6 0 年 4 月 3 0 日 まで

大 蔵 大 臣 殿

昭和 5 8 年 8 月 2 0 日 提 出

会 社 名 東 洋 紡 績 株 式 会 社

英 訳 名 T O Y O B O C O . , L T D .

代表者の役職氏名 取締役社長 瀧 澤 三 郎



本店の所在の場所 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号 電話番号 大阪 (0 6) 3 4 8 - 3 2 1 6

連 絡 者 総 務 部 長 梅 津 威 雄

もよりの連絡場所 東京都中央区日本橋小網町 1 7 番 9 号 電話番号 東京 (0 3) 6 6 0 - 4 8 1 1

連 絡 者 東京支店総務部長 三 河 敏 明

連 結 財 務 諸 表 に つ い て

1. 以下に掲げる連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。
2. 連結財務諸表の金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度(昭和59年5月1日から昭和60年4月30日まで)の連結財務諸表について、監査法人朝日新和会計社の監査を受け、別紙のとおり監査報告書を受領した。
なお、監査法人朝日新和会計社は、従来、当社の監査を担当していた監査法人朝日会計社が新和監査法人と昭和60年7月1日付をもつて合併し、設立した監査法人である。

監 査 報 告 書

東 洋 紡 績 株 式 会 社

取締役社長 瀧 澤 三 郎 殿

昭和60年8月19日

大阪市北区梅田1丁目3番1-500号 大阪駅前第一ビル

監査法人 朝 日 新 和 会 計 社

代表社員 公認会計士
関与社員

道幸三郎 
大塚 豊 

関与社員 公認会計士

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている東洋紡績株式会社の昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則および手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、下記事項を除いて前連結会計年度と同一の基準にしたがつて継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認めた。

記

親会社において、取引所の相場のある有価証券の評価基準を、従来の原価基準から、低価基準に変更した。

よつて、当監査法人は、上記の連結財務諸表が東洋紡績株式会社及び連結子会社の昭和60年4月30日現在の財政状態及び同日をもつて終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 連結貸借対照表

(単位 百万円)

科 目	連結会計年度		昭和59年4月30日現在		昭和60年4月30日現在	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
資 産 の 部				%		%
I 流 動 資 産						
1. 現 金 及 び 預 金 *2			59,768		55,080	
2. 受取手形及び売掛金 *2			99,545		93,351	
3. 非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金			6,032		7,380	
4. 有 価 証 券			5,202		7,367	
5. 棚 卸 資 産 *2			78,842		78,857	
6. その他の流動資産			6,893		9,147	
7. 非連結子会社及び関連会社 その他の流動資産			4,831		3,101	
8. 貸 倒 引 当 金			△ 1,390		△ 1,130	
流動資産合計			259,725	64.5	253,153	64.1
II 固 定 資 産						
1. 有 形 固 定 資 産 *1,2						
(1) 建 物 及 び 構 築 物			30,021		30,846	
(2) 機 械 及 び 装 置			38,515		41,802	
(3) 土 地			7,438		7,657	
(4) 建 設 仮 勘 定			4,254		3,275	
(5) その他の有形固定資産			3,209		3,550	
有形固定資産合計			83,440		87,130	
2. 無 形 固 定 資 産						
その他の無形固定資産			2,615		3,492	
無形固定資産合計			2,615		3,492	
3. 投 資 そ の 他 の 資 産						
(1) 投 資 有 価 証 券 *2			18,229		17,048	
(2) 非連結子会社及び関連会社 株 式 *2			24,581		20,996	
(3) 長 期 貸 付 金			2,739		1,686	
(4) 非連結子会社及び関連会社 長 期 貸 付 金			6,501		7,348	
(5) その他の投資その他の資産			6,643		7,814	
(6) 非連結子会社及び関連会社 その他の投資その他の資産			3,772		72	
(7) 貸 倒 引 当 金			△ 8,014		△ 5,346	
投資その他の資産合計			54,452		49,618	
固定資産合計			140,508	34.9	140,240	35.5
III 連結調整勘定			1,215	0.3	667	0.2
IV 為替換算調整勘定			1,028	0.3	845	0.2
資 産 合 計			402,476	100.0	394,905	100.0

科 目	連結会計年度	昭和59年4月30日現在		昭和60年4月30日現在	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
負 債 の 部			%		%
Ⅰ 流 動 負 債					
1. 支払手形及び買掛金		90,711		87,212	
2. 非連結子会社及び関連会社 支払手形及び買掛金		17,717		16,918	
3. 短 期 借 入 金		101,220		98,279	
4. 一年内返済長期借入金		18,027		15,538	
5. 一 年 内 償 還 社 債		1,160		—	
6. 未 払 事 業 税 等		1,208		428	
7. 未 払 法 人 税 等		4,632		1,411	
8. 未 払 費 用		4,351		3,977	
9. 預 り 金		18,866		18,495	
10. 賞 与 引 当 金		5,756		6,272	
11. 返 品 調 整 引 当 金		111		161	
12. その他の流動負債		5,878		6,644	
流動負債合計		269,640	67.0	255,335	64.7
Ⅱ 固 定 資 産					
1. 社 債		15,993		27,612	
2. 長 期 借 入 金		50,689		37,936	
3. 退職給与引当金		11,175		12,175	
4. その他の固定負債		2,135		2,465	
固定負債合計		79,993	19.9	80,188	20.3
Ⅲ 少数株主持分		2,756	0.7	3,629	0.9
負債合計		352,389	87.6	339,152	85.9
資 本 の 部					
Ⅰ 資 本 金		30,370	7.5	30,822	7.8
Ⅱ 資 本 準 備 金		1,529	0.4	1,978	0.5
Ⅲ 利 益 準 備 金		6,900	1.7	7,151	1.8
Ⅳ その他の剰余金		11,286	2.8	15,802	4.0
		50,087	12.4	55,754	14.1
Ⅴ 自 己 株 式		—	—	△ 1	—
資 本 合 計		50,087	12.4	55,753	14.1
負債及び資本合計		402,476	100.0	394,905	100.0

2. 連結損益計算書

(単位 百万円)

連結会計年度 科 目	昭和58年5月1日から 昭和59年4月30日まで			昭和59年5月1日から 昭和60年4月30日まで		
	金	額	比 率	金	額	比 率
I 売 上 高		510,832	100.0		511,226	100.0
II 売 上 原 価		433,480	84.9		431,214	84.3
売上総利益		77,352	15.1		80,014	15.7
III 販売費及び一般管理費※1		54,858	10.7		54,795	10.8
営業利益		22,494	4.4		25,219	4.9
IV 営業外収益※2						
1. 受 取 利 息	4,104			3,933		
2. 受 取 配 当 金	1,133			1,197		
3. 為 替 差 益※4	—			1,691		
4. そ の 他※4	2,349	7,586	15	1,661	8,482	1.7
V 営業外費用						
1. 支払利息及び割引料	18,907			15,958		
2. 社 債 利 息	906			1,058		
3. そ の 他	2,258	22,071	43	3,032	20,048	3.9
経常利益		8,009	1.6		13,653	2.7
VI 特別利益						
1. 固定資産売却益	9,596			6,279		
2. 投資有価証券売却益	4,808			1,203		
3. そ の 他	—	14,404	2.8	50	7,532	1.4
VII 特別損失						
1. 固定資産処分損	760			1,033		
2. 投資有価証券評価損	—			183		
3. 非連結子会社及び 関連会社株式評価損	755			—		
4. 規程改訂等による 退職給与引当金繰入	—			1,560		
5. 関連会社等整理損※3	2,918			5,079		
6. 構造改善関係費	6,868			1,550		
7. そ の 他※5	—	11,301	2.2	449	9,854	1.9
税金等調整前当期純利益		11,111	2.2		11,331	2.2
法人税及び住民税額		6,448	1.3		3,196	0.6
為替換算調整額		△ 95	—		△ 489	△ 0.1
少数株主損益		△ 220	—		△ 592	△ 0.1
連結調整勘定当期償却額		△ 473	△ 0.1		△ 413	△ 0.1
持分法による投資損益		311	—		△ 125	—
当期純利益		4,186	0.8		6,516	1.3

3. 連結剰余金計算書

(単位 百万円)

連結会計年度 科 目	昭和58年5月 1 日から 昭和59年4月30日まで		昭和59年5月 1 日から 昭和60年4月30日まで	
	金 額		金 額	
I その他の剰余金期首残高		9,346		11,286
II その他の剰余金減少高				
1. 利益準備金繰入額	222		211	
2. 配 当 金	1,822		1,822	
3. 役 員 賞 与	45		50	
4. 持分法適用による 期首剰余金減少高	127	2,217	-	2,083
III 当期純利益		4,186		6,516
IV 為替換算調整額		△ 28		83
V その他の剰余金期末残高		11,286		15,802

1. 連結財務諸表作成のための基本となる事項

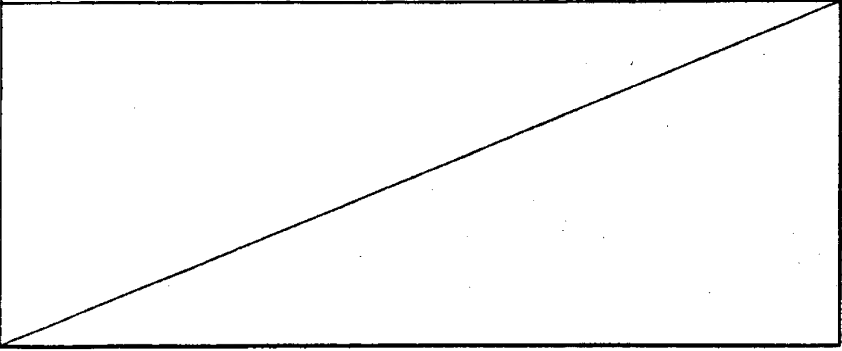
(昭和 5 8 年 5 月 1 日から) (昭和 5 9 年 4 月 3 0 日まで)	(昭和 5 9 年 5 月 1 日から) (昭和 6 0 年 4 月 3 0 日まで)																																												
(1) 連結の範囲に関する事項 ① 連結子会社は 2 0 社であり、その会社名は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>新 興 産 業 ㈱</td><td>東 洋 化 成 工 業 ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 不 動 産 ㈱</td><td>東 洋 紡 イ ン テ リ ア ㈱</td></tr> <tr> <td>㈱ 東 洋 工 機</td><td>裕 豊 紡 績 ㈱</td></tr> <tr> <td>呉 羽 ゴ ム 工 業 ㈱</td><td>呉 羽 セ ン イ ㈱</td></tr> <tr> <td>㈱ ラ ン グ ラ ー ジ ャ パ ン</td><td>ト ミ ヤ ア パ レ ル ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 実 業 ㈱</td><td>東 洋 紡 ミ シ ン 糸 ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 メ ン ズ フ ア プ リ ッ ク ㈱</td><td>栄 工 業 ㈱</td></tr> <tr> <td>ト ス カ 紳 士 服 ㈱</td><td>東 洋 林 業 ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱</td><td></td></tr> <tr> <td>INDUSTRIAS UNIDAS, S. A.</td><td>CANOBOLAS WOOL TOPMAKING PTY. LTD.</td></tr> <tr> <td>SHINKO AMERICAN INC.</td><td></td></tr> </table> このうち、SHINKO AMERICAN INC.は新興産業㈱の連結子会社である。 ② 非連結子会社は 9 4 社である（東洋染色工業㈱、PERAK TEXTILE MILLS SDN. BHD. ほか）。これらの子会社のうち、ブラジルに所在する 3 社（TOYOBO DO BRASIL, S. A. INDUSTRIA TEXTIL ほか）は、ブラジルにおける著しいインフレーションの昂進、主としてこれに起因する特異な会計制度の採用等を考慮して連結の範囲から除外している。その他の子会社は総資産・売上高及び当期純損益からみて、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないで連結の範囲から除外している。 (2) 持分法の適用に関する事項 ① 非連結子会社 9 4 社及び関連会社 6 8 社のうち、非連結子会社 1 社（PERAK TEXTILE MILLS SDN. BHD.）及び関連会社 1 4 社（日本エクスラン工業㈱、ダイヤファイバース㈱、水島アロマ㈱、東洋紡ベツトコード㈱、㈱日本マグフアンほか）に対する投資について「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（昭和 5 6 年 4 月 2 2 日大蔵省令第 2 1 号）に基づき、当連結会計年度から持分法を適用している。	新 興 産 業 ㈱	東 洋 化 成 工 業 ㈱	東 洋 紡 不 動 産 ㈱	東 洋 紡 イ ン テ リ ア ㈱	㈱ 東 洋 工 機	裕 豊 紡 績 ㈱	呉 羽 ゴ ム 工 業 ㈱	呉 羽 セ ン イ ㈱	㈱ ラ ン グ ラ ー ジ ャ パ ン	ト ミ ヤ ア パ レ ル ㈱	東 洋 紡 実 業 ㈱	東 洋 紡 ミ シ ン 糸 ㈱	東 洋 紡 メ ン ズ フ ア プ リ ッ ク ㈱	栄 工 業 ㈱	ト ス カ 紳 士 服 ㈱	東 洋 林 業 ㈱	東 洋 紡 エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱		INDUSTRIAS UNIDAS, S. A.	CANOBOLAS WOOL TOPMAKING PTY. LTD.	SHINKO AMERICAN INC.		(1) 連結の範囲に関する事項 ① 連結子会社は 2 0 社であり、その会社名は、次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>新 興 産 業 ㈱</td><td>東 洋 化 成 工 業 ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 不 動 産 ㈱</td><td>東 洋 紡 イ ン テ リ ア ㈱</td></tr> <tr> <td>㈱ 東 洋 工 機</td><td>裕 豊 紡 績 ㈱</td></tr> <tr> <td>呉 羽 ゴ ム 工 業 ㈱</td><td>呉 羽 セ ン イ ㈱</td></tr> <tr> <td>㈱ ラ ン グ ラ ー ジ ャ パ ン</td><td>ト ミ ヤ ア パ レ ル ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 実 業 ㈱</td><td>東 洋 紡 ミ シ ン 糸 ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 メ ン ズ フ ア プ リ ッ ク ㈱</td><td>栄 工 業 ㈱</td></tr> <tr> <td>ト ス カ 紳 士 服 ㈱</td><td>東 洋 林 業 ㈱</td></tr> <tr> <td>東 洋 紡 エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱</td><td></td></tr> <tr> <td>INDUSTRIAS UNIDAS, S. A.</td><td>CANOBOLAS WOOL TOPMAKING PTY. LTD.</td></tr> <tr> <td>SHINKO AMERICAN INC.</td><td></td></tr> </table> このうち、SHINKO AMERICAN INC.は新興産業㈱の連結子会社である。 ② 非連結子会社は 9 2 社である（東洋染色工業㈱、PERAK TEXTILE MILLS SDN. BHD. ほか）。これらの子会社のうち、ブラジルに所在する 3 社（TOYOBO DO BRASIL, S. A. INDUSTRIA TEXTIL ほか）は、ブラジルにおける著しいインフレーションの昂進、主としてこれに起因する特異な会計制度の採用等を考慮して連結の範囲から除外している。その他の子会社は総資産・売上高及び当期純損益からみて、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないで連結の範囲から除外している。 (2) 持分法の適用に関する事項 ① 非連結子会社 9 2 社及び関連会社 6 4 社のうち、非連結子会社 1 社（PERAK TEXTILE MILLS SDN. BHD.）及び関連会社 1 3 社（日本エクスラン工業㈱、ダイヤファイバース㈱、水島アロマ㈱、東洋紡ベツトコード㈱、㈱日本マグフアンほか）に対する投資について持分法を適用している。 前期の持分法適用関連会社 2 社（日平産業㈱、㈱トヤマキカイ）が合併（新会社名㈱日平トヤマ）したことにより、当期の持分法適用関連会社が 1 社減少している。	新 興 産 業 ㈱	東 洋 化 成 工 業 ㈱	東 洋 紡 不 動 産 ㈱	東 洋 紡 イ ン テ リ ア ㈱	㈱ 東 洋 工 機	裕 豊 紡 績 ㈱	呉 羽 ゴ ム 工 業 ㈱	呉 羽 セ ン イ ㈱	㈱ ラ ン グ ラ ー ジ ャ パ ン	ト ミ ヤ ア パ レ ル ㈱	東 洋 紡 実 業 ㈱	東 洋 紡 ミ シ ン 糸 ㈱	東 洋 紡 メ ン ズ フ ア プ リ ッ ク ㈱	栄 工 業 ㈱	ト ス カ 紳 士 服 ㈱	東 洋 林 業 ㈱	東 洋 紡 エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱		INDUSTRIAS UNIDAS, S. A.	CANOBOLAS WOOL TOPMAKING PTY. LTD.	SHINKO AMERICAN INC.	
新 興 産 業 ㈱	東 洋 化 成 工 業 ㈱																																												
東 洋 紡 不 動 産 ㈱	東 洋 紡 イ ン テ リ ア ㈱																																												
㈱ 東 洋 工 機	裕 豊 紡 績 ㈱																																												
呉 羽 ゴ ム 工 業 ㈱	呉 羽 セ ン イ ㈱																																												
㈱ ラ ン グ ラ ー ジ ャ パ ン	ト ミ ヤ ア パ レ ル ㈱																																												
東 洋 紡 実 業 ㈱	東 洋 紡 ミ シ ン 糸 ㈱																																												
東 洋 紡 メ ン ズ フ ア プ リ ッ ク ㈱	栄 工 業 ㈱																																												
ト ス カ 紳 士 服 ㈱	東 洋 林 業 ㈱																																												
東 洋 紡 エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱																																													
INDUSTRIAS UNIDAS, S. A.	CANOBOLAS WOOL TOPMAKING PTY. LTD.																																												
SHINKO AMERICAN INC.																																													
新 興 産 業 ㈱	東 洋 化 成 工 業 ㈱																																												
東 洋 紡 不 動 産 ㈱	東 洋 紡 イ ン テ リ ア ㈱																																												
㈱ 東 洋 工 機	裕 豊 紡 績 ㈱																																												
呉 羽 ゴ ム 工 業 ㈱	呉 羽 セ ン イ ㈱																																												
㈱ ラ ン グ ラ ー ジ ャ パ ン	ト ミ ヤ ア パ レ ル ㈱																																												
東 洋 紡 実 業 ㈱	東 洋 紡 ミ シ ン 糸 ㈱																																												
東 洋 紡 メ ン ズ フ ア プ リ ッ ク ㈱	栄 工 業 ㈱																																												
ト ス カ 紳 士 服 ㈱	東 洋 林 業 ㈱																																												
東 洋 紡 エ ン ジ ニ ア リ ン グ ㈱																																													
INDUSTRIAS UNIDAS, S. A.	CANOBOLAS WOOL TOPMAKING PTY. LTD.																																												
SHINKO AMERICAN INC.																																													

(昭和 5 8 年 5 月 1 日から 昭和 5 9 年 4 月 3 0 日まで)	(昭和 5 9 年 5 月 1 日から 昭和 6 0 年 4 月 3 0 日まで)														
② 前項①以外の非連結子会社 9 3 社 (東洋染色工業㈱、トーヨーニット㈱、東洋衣料㈱、ほか) 及び関連会社 5 4 社 (日本ユニベツト㈱、富山漁網㈱、日本ユニカ㈱ほか) は、当期純損益からみて、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないのて持分法の適用から除外している。 ③ 持分法の適用に当り投資差額は、それぞれその発生原因が明らかでないため、発生日以降 5 年間で均等償却している。当連結会計年度の未償却残高は 6 1 百万円 (借方残高) である。 (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、決算日の異なる会社は 9 社であり、それぞれ決算日は次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>8 月 3 1 日…… 1 社</td><td>9 月 3 0 日…… 1 社</td></tr> <tr> <td>1 0 月 3 1 日…… 1 社</td><td>1 2 月 3 1 日…… 1 社</td></tr> <tr> <td>1 月 2 0 日…… 1 社</td><td>3 月 2 0 日…… 1 社</td></tr> <tr> <td>3 月 3 1 日…… 3 社</td><td></td></tr> </table> 連結財務諸表の作成の基礎となる財務諸表は、新興産業㈱、SHINKO AMERICAN INC. 以外の 7 社については、連結決算日現在で正規の決算に準じて作成している。 新興産業㈱、SHINKO AMERICAN INC. については新興産業㈱の連結決算日の連結財務諸表を使用し、親会社の連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行つている。 (4) 会計処理基準に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券……主として移動平均法による原価基準 (一部の連結子会社の所有する上場株式については移動平均法による低価基準)	8 月 3 1 日…… 1 社	9 月 3 0 日…… 1 社	1 0 月 3 1 日…… 1 社	1 2 月 3 1 日…… 1 社	1 月 2 0 日…… 1 社	3 月 2 0 日…… 1 社	3 月 3 1 日…… 3 社		② 前項①以外の非連結子会社 9 1 社 (東洋染色工業㈱、トーヨーニット㈱、東洋衣料㈱、ほか) 及び関連会社 5 1 社 (日本ユニベツト㈱、富山漁網㈱、日本ユニカ㈱ほか) は、当期純損益からみて、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないのて持分法の適用から除外している。 ③ 持分法の適用に当り投資差額は、それぞれその発生原因が明らかでないため、発生日以降 5 年間で均等償却している。当連結会計年度の未償却残高は 2 5 百万円 (借方残高) である。 (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、決算日の異なる会社は 9 社であり、それぞれ決算日は次のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>9 月 3 0 日…… 1 社</td><td>1 0 月 3 1 日…… 1 社</td></tr> <tr> <td>1 2 月 3 1 日…… 1 社</td><td>1 月 2 0 日…… 1 社</td></tr> <tr> <td>3 月 2 0 日…… 1 社</td><td>3 月 3 1 日…… 4 社</td></tr> </table> 連結財務諸表の作成の基礎となる財務諸表は、新興産業㈱、SHINKO AMERICAN INC. 以外の 7 社については、連結決算日現在で正規の決算に準じて作成している。 新興産業㈱、SHINKO AMERICAN INC. については新興産業㈱の連結決算日の連結財務諸表を使用し、親会社の連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行つている。 (4) 会計処理基準に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 (イ)取引所の相場のある有価証券 主として移動平均法による低価基準 (一部の連結子会社については移動平均法による原価基準) (ロ)その他の有価証券 移動平均法による原価基準 なお、親会社において取引所の相場のある有価証券の評価基準は、従来、原価基準によつていたが、当期から財務内容の健全化を図るため、低価基準に変更した。 この変更に伴い、経常利益は 1 9 6 百万円、税金等	9 月 3 0 日…… 1 社	1 0 月 3 1 日…… 1 社	1 2 月 3 1 日…… 1 社	1 月 2 0 日…… 1 社	3 月 2 0 日…… 1 社	3 月 3 1 日…… 4 社
8 月 3 1 日…… 1 社	9 月 3 0 日…… 1 社														
1 0 月 3 1 日…… 1 社	1 2 月 3 1 日…… 1 社														
1 月 2 0 日…… 1 社	3 月 2 0 日…… 1 社														
3 月 3 1 日…… 3 社															
9 月 3 0 日…… 1 社	1 0 月 3 1 日…… 1 社														
1 2 月 3 1 日…… 1 社	1 月 2 0 日…… 1 社														
3 月 2 0 日…… 1 社	3 月 3 1 日…… 4 社														

(昭和 5 8 年 5 月 1 日から 昭和 5 9 年 4 月 3 0 日まで)	(昭和 5 9 年 5 月 1 日から 昭和 6 0 年 4 月 3 0 日まで)
棚卸資産……主として総平均法による原価基準 (一部の連結子会社の資産については 総平均法等による低価基準) ② 重要な減価償却資産の償却方法 有形固定資産の減価償却は主として定率法 (親会社 および連結子会社の一部の資産については定額法) ③ 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備え るため、法人税法の規定に基づ く法定繰入率による引当限度相 当額のほか、資産状態が著しく 悪化したとみられる取引先の債 権について回収不能見込額を計 上している。 賞与引当金……従業員に対する賞与金の支払い に充てるため、法人税法の規定 に基づく支給対象期間基準によ り計上している。 退職給与引当金……従業員に対する退職金の支払い に充てるため、期末における自 己都合退職金要支給額の 4 0 % 相当額を計上している。 ④ (イ)親会社は、退職一時金制度に上積みして、調整年 金制度を採用しており、昭和 5 8 年 3 月 3 1 日現 在の年金資産の合計額は 15,856 百万円である。 なお、厚生年金保険法第 8 5 条の 2 に規定する責 任準備金に相当する金額は 10,155 百万円であり、 過去勤務費用の掛金期間は 2 0 年である。 (ロ)連結子会社 5 社は、適格退職年金制度を採用して おり、最近年度末の過去勤務費用の合計額は 680 百万円である。 (5) 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 親会社の投資勘定と連結子会社の資本勘定との相殺消 去は段階法によっている。 又、相殺消去の結果生じた消去差額は連結調整勘定と し、発生後 5 年間の均等償却を行うこととしている。	調整前当期純利益は 2 4 1 百万円それぞれ減少して いる。 棚卸資産…… 同 左 ② 重要な減価償却資産の償却方法 同 左 ③ 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金…… 同 左 賞与引当金…… 同 左 退職給与引当金…… 同 左 ④ (イ)親会社は、退職一時金制度に上積みして、調整年 金制度を採用しており、昭和 5 9 年 3 月 3 1 日現 在の年金資産の合計額は 17,909 百万円である。 なお、厚生年金保険法第 8 5 条の 2 に規定する責 任準備金に相当する金額は 11,438 百万円であり、 過去勤務費用の掛金期間は 2 0 年である。 (ロ)連結子会社 5 社は、適格退職年金制度を採用して おり、最近年度末の過去勤務費用の合計額は 637 百万円である。 (5) 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 同 左

(昭和58年5月 1 日から 昭和59年4月30日まで)	(昭和59年5月 1 日から 昭和60年4月30日まで)
(6) 未実現損益の消去に関する事項 ① 少数株主が存在する連結子会社から取得した資産に含まれる未実現損益は、その全額を当該資産から消去し、持分比率に応じて負担している。 ② 減価償却資産に含まれる未実現損益については、その消去に伴い減価償却費の修正を行っている。 (7) 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算については、「外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）」に定める決算日レート法によることとし、次のとおり換算している。 ① 連結会社間の債権債務、取引高および親会社の投資勘定と相殺消去する資本勘定については、取得時又は発生時の為替相場により換算し、その他の項目は決算日の為替相場により換算している。 ② 換算によつて生じた差額は、為替換算調整勘定に計上している。 (8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書については、連結会計年度中に確定した連結会社の利益処分等に基づいて作成している。 連結子会社の利益準備金については、株式取得日以降に発生した親会社持分を連結利益準備金に含めている。 (9) 法人税等の期間配分の処理に関する事項 法人税等の期間配分の処理は行っていない。	(6) 未実現損益の消去に関する事項 同 左 (7) 在外連結子会社等の財務諸表項目の換算に関する事項 同 左 (8) 利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左 (9) 法人税等の期間配分の処理に関する事項 同 左

2. 表示方法の変更

昭和58年5月 1 日から 昭和59年4月30日まで	昭和59年5月 1 日から 昭和60年4月31日まで
従来、連結貸借対照表において、事業税等引当金及び法人税等引当金としていた諸税金の納付見込額は、日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」に基づき、当期からこれを未払事業税等及び未払法人税等として表示することに変更した。	

3. 注 記 事 項

(連結貸借対照表関係)

昭和58年5月1日から 昭和59年4月30日まで	昭和59年5月1日から 昭和60年4月30日まで																																																																
※ 1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、 164,964百万円である。 ※ 2. 担保提供資産は次のとおりである。 <table><tr><td>預 金</td><td>320百万円</td></tr><tr><td>受 取 手 形</td><td>784百万円</td></tr><tr><td>棚 卸 資 産</td><td>1,410百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産</td><td>56,275百万円</td></tr><tr><td>投資有価証券</td><td>6,849百万円</td></tr><tr><td>非連結子会社及び関連会社株式</td><td>114百万円</td></tr></table> 3. 長期金銭債権債務の決算日の為替相場による円換算額及び差額は次のとおりである。なお、決算日レート法により換算した在外連結子会社の保有する長期金銭債権債務は除外している。 <table><tr><td></td><td>長期金銭債権</td><td>長期金銭債務</td></tr><tr><td>取得時または発生時の 為替相場による円換算額</td><td>20百万円</td><td>22,141百万円</td></tr><tr><td>決算日の為替相場による 円 換 算 額</td><td>21百万円</td><td>19,890百万円</td></tr><tr><td>差 額</td><td>- 百万円</td><td>2,251百万円</td></tr></table> 4. 偶 発 債 務 ① 受取手形割引高は次のとおりである。 <table><tr><td>受取手形割引高</td><td>48,129百万円</td></tr><tr><td>非連結子会社および関連会社 受取手形割引高</td><td>2,661百万円</td></tr><tr><td>計</td><td>50,790百万円</td></tr></table> ② 保証債務は、20,263百万円である。 5. 期末日が休日のため、手形交換が次の取引日に行われた満期手形 手形交換日に入、出金の処理を行っており、その金額はそれぞれ次のとおりである。 <table><tr><td>受 取 手 形</td><td>3,693百万円</td></tr><tr><td>支 払 手 形</td><td>3,432百万円</td></tr><tr><td>割 引 手 形</td><td>2,829百万円</td></tr></table>	預 金	320百万円	受 取 手 形	784百万円	棚 卸 資 産	1,410百万円	有形固定資産	56,275百万円	投資有価証券	6,849百万円	非連結子会社及び関連会社株式	114百万円		長期金銭債権	長期金銭債務	取得時または発生時の 為替相場による円換算額	20百万円	22,141百万円	決算日の為替相場による 円 換 算 額	21百万円	19,890百万円	差 額	- 百万円	2,251百万円	受取手形割引高	48,129百万円	非連結子会社および関連会社 受取手形割引高	2,661百万円	計	50,790百万円	受 取 手 形	3,693百万円	支 払 手 形	3,432百万円	割 引 手 形	2,829百万円	※ 1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、 169,016百万円である。 ※ 2. 担保提供資産は次のとおりである。 <table><tr><td>預 金</td><td>55百万円</td></tr><tr><td>受 取 手 形</td><td>976百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産</td><td>48,750百万円</td></tr><tr><td>投資有価証券</td><td>6,793百万円</td></tr><tr><td>非連結子会社及び関連会社株式</td><td>114百万円</td></tr></table> 3. 長期金銭債権債務の決算日の為替相場による円換算額及び差額は次のとおりである。なお、決算日レート法により換算した在外連結子会社の保有する長期金銭債権債務は除外している。 <table><tr><td></td><td>長期金銭債権</td><td>長期金銭債務</td></tr><tr><td>取得時または発生時の 為替相場による円換算額</td><td>10百万円</td><td>31,178百万円</td></tr><tr><td>決算日の為替相場による 円 換 算 額</td><td>11百万円</td><td>30,120百万円</td></tr><tr><td>差 額</td><td>△ 1百万円</td><td>1,058百万円</td></tr></table> 4. 偶 発 債 務 ① 受取手形割引高は次のとおりである。 <table><tr><td>受取手形割引高</td><td>47,302百万円</td></tr><tr><td>非連結子会社および関連会社 受取手形割引高</td><td>2,591百万円</td></tr><tr><td>計</td><td>49,893百万円</td></tr></table> ② 保証債務は、18,785百万円である。	預 金	55百万円	受 取 手 形	976百万円	有形固定資産	48,750百万円	投資有価証券	6,793百万円	非連結子会社及び関連会社株式	114百万円		長期金銭債権	長期金銭債務	取得時または発生時の 為替相場による円換算額	10百万円	31,178百万円	決算日の為替相場による 円 換 算 額	11百万円	30,120百万円	差 額	△ 1百万円	1,058百万円	受取手形割引高	47,302百万円	非連結子会社および関連会社 受取手形割引高	2,591百万円	計	49,893百万円
預 金	320百万円																																																																
受 取 手 形	784百万円																																																																
棚 卸 資 産	1,410百万円																																																																
有形固定資産	56,275百万円																																																																
投資有価証券	6,849百万円																																																																
非連結子会社及び関連会社株式	114百万円																																																																
	長期金銭債権	長期金銭債務																																																															
取得時または発生時の 為替相場による円換算額	20百万円	22,141百万円																																																															
決算日の為替相場による 円 換 算 額	21百万円	19,890百万円																																																															
差 額	- 百万円	2,251百万円																																																															
受取手形割引高	48,129百万円																																																																
非連結子会社および関連会社 受取手形割引高	2,661百万円																																																																
計	50,790百万円																																																																
受 取 手 形	3,693百万円																																																																
支 払 手 形	3,432百万円																																																																
割 引 手 形	2,829百万円																																																																
預 金	55百万円																																																																
受 取 手 形	976百万円																																																																
有形固定資産	48,750百万円																																																																
投資有価証券	6,793百万円																																																																
非連結子会社及び関連会社株式	114百万円																																																																
	長期金銭債権	長期金銭債務																																																															
取得時または発生時の 為替相場による円換算額	10百万円	31,178百万円																																																															
決算日の為替相場による 円 換 算 額	11百万円	30,120百万円																																																															
差 額	△ 1百万円	1,058百万円																																																															
受取手形割引高	47,302百万円																																																																
非連結子会社および関連会社 受取手形割引高	2,591百万円																																																																
計	49,893百万円																																																																

(連結損益計算書関係)

昭和58年5月1日から 昭和59年4月30日まで	昭和59年5月1日から 昭和60年4月30日まで																												
* 1. 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用は約50%であり、一般管理費に属する費用は約50%である。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりである。 <table> <tr> <td>1. 運送費</td><td>5,107百万円</td></tr> <tr> <td>2. 給料賃金</td><td>12,825百万円</td></tr> <tr> <td>3. 賞与</td><td>4,278百万円</td></tr> <tr> <td>4. 貸倒引当金繰入</td><td>977百万円</td></tr> <tr> <td>5. 退職給与引当金繰入</td><td>1,022百万円</td></tr> <tr> <td>6. 減価償却費</td><td>1,042百万円</td></tr> <tr> <td>7. 技術研究費</td><td>7,012百万円</td></tr> </table> * 2. 非連結子会社からの営業外収益 1,228百万円が含まれている。 * 3. 非連結子会社及び関連会社にかかるものが、2,836百万円含まれている。	1. 運送費	5,107百万円	2. 給料賃金	12,825百万円	3. 賞与	4,278百万円	4. 貸倒引当金繰入	977百万円	5. 退職給与引当金繰入	1,022百万円	6. 減価償却費	1,042百万円	7. 技術研究費	7,012百万円	* 1. 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用は約51%であり、一般管理費に属する費用は約49%である。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりである。 <table> <tr> <td>1. 運送費</td><td>5,287百万円</td></tr> <tr> <td>2. 給料賃金</td><td>12,180百万円</td></tr> <tr> <td>3. 賞与</td><td>4,597百万円</td></tr> <tr> <td>4. 貸倒引当金繰入</td><td>804百万円</td></tr> <tr> <td>5. 退職給与引当金繰入</td><td>1,144百万円</td></tr> <tr> <td>6. 減価償却費</td><td>1,074百万円</td></tr> <tr> <td>7. 技術研究費</td><td>7,898百万円</td></tr> </table> * 2. 非連結子会社からの営業外収益 672百万円が含まれている。 * 3. 非連結子会社及び関連会社にかかるものが、5,070百万円含まれている。 * 4. 為替差益は、当期において重要性が増したため区分掲記することにした。なお、前期の「その他」の中には、為替差益が635百万円含まれている。 * 5. 貸倒引当金繰入額 387百万円が含まれている。	1. 運送費	5,287百万円	2. 給料賃金	12,180百万円	3. 賞与	4,597百万円	4. 貸倒引当金繰入	804百万円	5. 退職給与引当金繰入	1,144百万円	6. 減価償却費	1,074百万円	7. 技術研究費	7,898百万円
1. 運送費	5,107百万円																												
2. 給料賃金	12,825百万円																												
3. 賞与	4,278百万円																												
4. 貸倒引当金繰入	977百万円																												
5. 退職給与引当金繰入	1,022百万円																												
6. 減価償却費	1,042百万円																												
7. 技術研究費	7,012百万円																												
1. 運送費	5,287百万円																												
2. 給料賃金	12,180百万円																												
3. 賞与	4,597百万円																												
4. 貸倒引当金繰入	804百万円																												
5. 退職給与引当金繰入	1,144百万円																												
6. 減価償却費	1,074百万円																												
7. 技術研究費	7,898百万円																												

(一株当り情報)

	昭和58年5月1日から 昭和59年4月30日まで		昭和59年5月1日から 昭和60年4月30日まで
1株当り純資産額	82円46銭	1株当り純資産額	91円17銭
1株当り当期純利益	6円89銭	1株当り当期純利益	10円67銭